



ご存じですか？ 3つの医療費支給制度

こども医療費支給制度



お子さんが医療保険制度で診療を受けた場合に、保険診療による一部負担金を支給します。なお、健康保険組合等から支給される高額療養費や附加給付金、他の法令等による給付がある場合は、その額を控除した支給となります。

■対象 中学校修了前まで（15歳到達後最初の年度末まで）の各種健康保険制度に加入しているお子さん

ひとり親家庭等医療費支給制度

ひとり親家庭（母子・父子）等の皆さんが、医療保険制度で診療を受けた時、支払った医療費の一部が申請に基づき支給される制度です。

■対象 ひとり親家庭、両親のどちらかに一定以上の障がいがある家庭、もしくは両親がいないため親に代わってその子どもを育てている養育者家庭等と子ども（18歳になった年の年度末まで。なお、子どもに障がいがある場合は20歳まで支給されます。）※児童扶養手当制度に準じた所得制限があります。

重度心身障害者医療費支給制度

心身に重度の障がいのある方が、医療機関などで受診した際の医療費の一部負担金等を助成する制度です。（所得制限あり）

■対象 身体障害者手帳1級から3級、4級（一部）所持者、療育手帳(A、A、B所持者、精神障害者保健

福祉手帳1級所持者、65歳以上で後期高齢者医療制度の障がい認定を受けた方
※65歳以上で新たに重度心身障がい者となった方は助成の対象となりません。

上記の3つの制度は、保険外費用（健康診断、予防接種、薬の容器代、入院時の差額ベッド代等）や学校等でのけがなどにより災害給付金（スポーツ共済）が支給される場合は「支給対象外」となります。また、加入されている健康保険から附加給付金や高額療養費が支給される場合は、その額を控除

して支給します。
「こども医療費支給制度」及び「重度心身障害者医療費支給制度」については、鳩山町協定締結医療機関等（町ホームページに掲載しています）で受診された場合、保険証と受給資格証を提示することにより、窓口での支払いが不要となります。



適正受診のご協力およびジェネリック医薬品の利用をご検討ください

今後も医療保険制度の運営を維持するため、皆さんのご協力をお願いします

- ◆緊急の場合を除き、平日の時間内に受診しましょう。
- ◆同じ病気で複数の医療機関を受診する「重複受診」は、同じ検査を繰り返すなど医療費の無駄となります。安心して相談できる「かかりつけ医」をもちましょう。
- ◆ジェネリック医薬品（後発医薬品）を利用しましょう。ジェネリック医薬品とは、新薬（先発医薬品）と同じ有効成分で製造された薬のことで

す。ジェネリック医薬品の品質・有効性・安全性は、新薬と同等であると厚生労働省が認めています。（すべての薬にジェネリック医薬品があるとは限りません。かかりつけ医や薬剤師にご相談ください。）

ジェネリック医薬品を使用することにより、一人ひとりの自己負担や医療保険財政の改善、医療費抑制のほか、医療費支給制度の負担軽減につながります。この機会に、かかりつけ医や薬剤師にご相談の上、ジェネリック医薬品への切り替えをご検討ください。

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891

パブリックコメント

「第6次鳩山町総合計画（素案）」に関する意見を募集中です

町では、行政運営の総合的指針となる第5次総合計画の期間終了に伴い、令和4年度～11年度を計画期間とする第6次計画を策定中です。町民の皆さまのご意見を計画に反映させるため、計画素案に関するご意見を募集しています。

■閲覧・貸出先 役場政策財政課、役場東出張所、町立図書館 ※町ホームページでも閲覧できます。

鳩山町 パブリックコメント 検索

■募集方法 ご意見等を文書にまとめ、直接持参（土・日・祝日・12月29日～1月3日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）、郵送、FAX、メー

ル、電子申請でご提出ください。様式は自由ですが、住所（在勤の方は会社名と所在地、在学の方は学校名と所在地を明記）、氏名、電話番号及び利害関係を有する方は利害内容を必ず明記してください。（※期限内必着となります。）なお、12月19日（日）開催の第2回まちづくりワークショップ（詳細は24ページ参照）でもご意見を伺います。

■募集期限 令和4年1月5日（水）まで
■提出先・問合せ 〒350-0392 鳩山町大字大豆戸184-16 鳩山町役場政策財政課
☎ 296-1212 FAX 296-2594
メール h220@town.hatoyama.lg.jp

パブリックコメント

「鳩山町健康長寿のまちづくり推進条例（素案）」に関する意見を募集します

町では、「栄養」「運動」「社会参加」の3本柱を中心とする健康づくり「鳩山モデル」により健康寿命の延伸に繋がる事業を展開し、65歳以上健康寿命が県内でトップクラスとなっています。この取り組みを継続的に推進していくために、「鳩山町健康長寿のまちづくり推進条例（素案）」の制定を進めています。条例の制定にあたり、町民の皆さまからの声を反映させるため、ご意見を募集します。

■閲覧・貸出先 町保健センター、役場町民健康課、役場東出張所、町立図書館 ※町ホームページでも閲覧できます。

鳩山町 パブリックコメント 検索

■募集方法 ご意見等を文書にまとめ、直接持参（土・日・祝日・12月29日～1月3日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）、郵送、FAX、メール、電子申請でご提出ください。様式は自由ですが、住所（在勤の方は会社名と所在地、在学の方は学校名と所在地を明記）、名前、電話番号及び利害関係を有する方は利害内容を必ず明記してください。※期限内必着となります。

■募集期間 12月10日（金）～令和4年1月11日（火）
■提出先・問合せ 〒350-0324 鳩山町大字大豆戸183-1 鳩山町保健センター ☎ 296-2530 FAX 296-2832 メール h4600@town.hatoyama.lg.jp

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が発行されました

令和3年1月から令和3年12月までに納められた国民年金保険料は、全額社会保険料控除の対象となります。

控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、領収証書など保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要になります。令和3年1月1日から令和3年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬～中旬にかけて日

本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されました。お手元に届いた証明書は大切に保管してください。

万が一、証明書を紛失してしまった場合は再交付が可能ですので、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

■問合せ 川越年金事務所 ☎ 242-2657



さわやかで つくろう伸ばそう 元気のもと 令和3年度「さわやか健康教室」を開催します

いつまでも健康でいきいきと過ごすための3本柱である「運動」「栄養」「社会参加」について、ポイントをわかりやすく学ぶことができる講座です。

※この教室は、町地域包括支援センターと鳩山町健康づくりサポーターの会との協働事業として、東京都健康長寿医療センター研究所の支援のもと開催します。

■対象者 町内在住の65歳以上の方

■日程・内容 下表のとおり(全8回)

■会場 町地域包括ケアセンター

■時間 午前10時から11時30分(受付は午前9時20分から) ※日程の①、⑦、⑧は午前10時～正午

※受付後、血圧測定と体調の確認等を行います。

■参加費 無料

■申込み 12月10日(金)から21日(火)の期間に電話でお申し込みください。

■定員 20名(新規参加者を優先)

※持ち物は申し込み者に後日通知します(運動しやすい服装でお越しください)。

※今後の新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の一部変更または中止等になる場合があります。

※5回以上出席された方に修了証書をお渡しします。修了者は健康づくりサポーターとして活動することができます。

■申込・問合せ 町地域包括支援センター

☎ 296-7700

日程	内容	講師等
① 1月11日(火)	開講式、オリエンテーション	町職員
② 1月18日(火)	「自分の体を知ろう!」 準備体操、体力測定①	東京都健康長寿医療センター研究所 阿部 巧氏 町職員、健康づくりサポーターの会
③ 1月25日(火)	「体をつくり、動くための"食"」を学ぼう! (栄養講座)	健康づくりサポーターの会 東京都健康長寿医療センター研究所 横山 友里氏
④ 2月8日(火)	「どのくらい若返りましたか?」 体力測定②、体力測定結果説明	健康づくりサポーターの会 東京都健康長寿医療センター研究所 西 真理子氏
⑤ 2月15日(火)	「体のつくり、動くための"食"」を学ぼう! (栄養講座)	健康づくりサポーターの会 東京都健康長寿医療センター研究所 小山 雅弘氏
⑥ 2月22日(火)	「体のつくり、動くための"食"」を学ぼう! (栄養講座)	健康づくりサポーターの会 東京都健康長寿医療センター研究所 小山 雅弘氏
⑦ 3月1日(火)	「体のつくり、動くための"食"」を学ぼう! (栄養講座)	健康づくりサポーターの会 東京都健康長寿医療センター研究所 小山 雅弘氏
⑧ 3月11日(金)	健康づくりサポーター活動紹介、 いきいきチェック表の見方、 「次のステップを語ろう!」、閉講式	健康づくりサポーターの会、町職員

マイナンバーカード取得と電子証明書の更新の相談・手続き受付中



町では、平日お勤め等により来庁できない方のために休日に臨時開庁し、新規申請や申請後のマイナンバーカードの受け取り、電子証明書の更新に関する相談・手続きを行っています。

◆ 12～1月 休日臨時開庁日

■日程 12月12日(日)・25日(土)

1月15日(土)・22日(土)

■時間 午前9時～正午 午後1時～午後3時

■場所 役場町民健康課(庁舎1階)

■問合せ 役場町民健康課 ☎ 296-5891



ペットは正しく飼いましょう

ペットを飼うときは、ルールやマナーを守って適切に飼育しましょう。

猫は、ふん尿や鳴き声などによる迷惑防止、感染症や交通事故、予期せぬ妊娠などの危険を避けるため、室内での飼育をお願いします。

犬は飼い犬の登録(犬の生涯に1度)と狂犬病予防注射(毎年1回)が法律で義務付けられているため、忘れずに行ってください。交通事故や迷子の防止、犬

が苦手な方への配慮として、屋外では必ずリードでつなぎ、散歩時のふんは持ち帰り、尿は水で洗い流しましょう。

ペットを飼い主の都合で捨てたり、傷つけたりすることは法律で禁止されています。最期まで責任を持って飼育しましょう。また、むやみに増やさないよう、不妊・去勢手術をご検討ください。

■問合せ 役場産業環境課 ☎ 296-5894



SAITAMA 出会いサポートセンター (恋たま) 会員募集

SAITAMA出会いサポートセンターは、結婚を希望される独身男女の方に、出会いから交際、結婚までを、相談員と結婚支援システム(マッチングシステム)によりサポートしています。

町は平成31年4月から同センターの運営協議会の会員となっています。鳩山町にお住まいの方は、会員価格で登録できますので、ぜひ、ご利用ください。

■利用登録料 町内在住者は、利用登録料1万1,000円(税込)、登録期間は2年間です。

※お住まいの市町村やお勤め先の企業が会員ではない場合、1万6,000円。

■設置場所 さいたま市(浦和区)、本庄市、坂戸市

■サービス内容 スマートフォンでの希望条件検索・見合い申込、人工知能(AI)による相性の良い相手の紹介、相談員による個別相談、婚活イベント・セミナーの情報配信など

■問合せ SAITAMA出会いサポートセンター ☎ 048-789-7721

「鳩山町 暮らしの便利帳」の広告募集中



令和4年3月末(予定)に、町民の皆さまの暮らしに役立つ情報を1冊にまとめた「鳩山町 暮らしの便利帳」を発行します。

作成は、官民協働で行い、町が行政情報を提供し、株式会社サイネックスが広告の募集、冊子の編集、配布業務を行います。暮らしの便利帳の発行や配布にかかる経費は、すべて株式会社サイネックスが募集する広告収入でまかないます。

掲載する内容は、行政情報を軸に生活に密着するきめ細かい情報の予定です。また、事業者等の広告掲載の場として、地域経済にも貢献できるものとなつ

ています。ぜひ本誌を使って宣伝してみませんか。

■広告の掲載に関するお問い合わせ

広告の掲載希望の方や「話を聞いてみたい」と思われた方は、令和4年1月28日(金)までに、株式会社サイネックスへ電話、メールまたは株式会社サイネックス web サイトの広告掲載お問合せフォームへご連絡ください。後日、同社の担当者から連絡します。株式会社サイネックス埼玉北支店

☎ 048-525-1446

メール s-kumagaya@scinex.co.jp

■問合せ 役場政策財政課

☎ 296-1212



▲お問合せフォームはこちらから